みよし市企業再投資促進補助金

(愛知県産業空洞化対策減税基金による補助制度と連携)

(平成31年4月1日制定)

みよし市では、長年にわたり地域経済や雇用の基盤を支えている企業の事業活動の 安定化を図るため、愛知県と連携し、市内に立地する企業の再投資を支援します。

1 制度概要

	- 1970-2000			
補助対象		原則として20年以上、市内に立地する工場等を有する企業で、工場、研究所の新増設等を行う企業		
対象分野		次世代自動車関連分野(自動車関連を含む) 航空宇宙関連分野 環境・新エネルギー関連分野 健康長寿関連分野 情報通信関連分野 ロボット関連分野 愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の集積業種の分野		
交付要件	投資規模/雇用要件	【大企業】 土地を除く固定資産取得費用が 25 億円以上/ 50 人以上の常用雇用者数を維持		
		【中小企業・中堅企業・みなし大企業(中小 or 中堅)】 土地を除く固定資産取得費用が 1 億円以上/ 25 人以上の常用雇用者数を維持		
補助対象経費		固定資産取得費用(土地を除く)		
補助率 (※県 1/2 負担)		【大企業】 4%以内(市2%+県2%) 【中小企業】10%以内(市5%+県5%) 【中堅企業】 5%以内(市2.5%+県2.5%) 【みなし大企業(中小)】8%以内(市4%+県4%) 【みなし大企業(中堅)】4%以内(市2%+県2%)		
限度額 (※県 1/2 負担)		【大企業】 3億円(市 1.5億+県 1.5億) 【中小企業・みなし大企業(中小)】 6億円(市 3億+県 3億) 【中堅企業・みなし大企業(中堅)】 3億円(市 1.5億+県 1.5億)		
注意事項		※工事に着手する30日前までに、補助金交付認定申請を提出していただく必要があります。 ※愛知県で年2回(7月、11月)開催される審査会にて認定を受けなければいけません。		

※市の精査を経て、愛知県に認定申請を提出した日から<u>3年以内に</u>操業を開始していただけない場合は、補助対象外となります。

- ※ 補助金は、予算の範囲内において交付するものとします。
- ※ 愛知県新あいち創造産業立地補助事業の認定を受けている必要があります。
- ※ みよし市企業立地促進条例(令和元年条例第 43 号)第 3 条第 1 項及び第 2 項に定める奨励措置を受けてないこと。
- ※ 完全親会社とその子会社の間で売買又は賃借する事業は、補助 対象外となります。
- ※ 操業開始後、交付要件を満たさなくなった場合や5年以内に操 業を廃止等した場合、無断で取得財産を売却等した場合等は、 補助金返還の対象となります。

2 交付手続きの流れ(イメージ)

ま今 \丫 +似 +』:



3 愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の集積業種

品製造業及び 166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。)、18 プラ	スチック製品製造業 (別
掲を除く)、19 ゴム製品製造業、21 窯業・土石製品製造業、22 鉄鋼業、23 非	鉄金属製造業、24 金属
製品製造業、25 はん用 機械器具製造業、26 生産用 機械器具製造業、27 業務	用 機械器具製造業 274
医療用機械器具・医療用品製造業を除く。)、28 電子部品・デバイス・電子回路製造	業、29 電気機械器具製
造業 (2962 医療用電子応用装 置製造業及び 2973 医療用計測器製造業を除く	。)、30 情報通信機械器
具製造業、31 輸送用機械器具製造業、32 その他の製造業 323 時計・同部分品	製造業に限る。)
機械・金属 11 繊維工業、16 化学工業 161 化学肥料製造業、 1624 塩製造業、 165 医	薬品製造業及び 166 化
関連産業 粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。)、18 プラスチック製品製造業	(別掲を除く)、19 ゴム
製品製造業、22 鉄鋼業、23 非鉄金属製造業、24 金属製品製造業、25 はん用	機械器具製造業、26 生
産用 機械器具製造業、27 業務用機械器具製造業、28 電子部品・デバイス・電子	回路製造業、29 電気機
械器具製造業、30 情報通信機械器具製造業、31 輸送用機械器具製造業、32 その	他の製造業 323 時計・
同部分品製造業に限る。)	
電気・電子機器 11 繊維工業、21 窯業・土石製品製造業、25 はん用 機械器具製造業、26 生産	用 機械器具製造業、27
関連産業 業務用 機械器具製造業、28 電子部品・デバイス・電子回路製造業、29 電気機械	器具製造業、30 情報通
信機械器具製造業、31 輸送用機械器具製造業、32 その他の製造業 323 時計・同	司部分品製造業に限る。)

健康長寿	9 食料品製造業、10 飲料・たばこ・飼料製造業(105 たばこ製造業を除く。)、11 繊維工業、12 木材・
関連産業	木製品製造業(家具を除く)、13 家具・装備品製造業、14 パルプ・紙・紙加工品製造業、16 化学工業 161
	化学肥料製造業を除く。)、18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)、19 ゴム製品製造業、21 窯業・土
	石製品製造業、23 非鉄金属製造業、24 金属製品製造業、27 業務用機械器具製造業、28 電子部品・デバ
	イス・電子回路製造業、29 電気機械器具製造業、30 情報通信機械器具製造業、31 輸送用機械器具製造業、
	32 その他の製造業 323 時計・同部分品製造業 及び 3297 眼鏡製造業(枠を含む) に限る。)
農商工連携	9 食料品製造業、10 飲料・たばこ・飼料製造業 (105 たばこ製造業を除く。)、12 木材・木製品製造業
関連産業	(家具を除く)、13 家具・装備品製造業
食料・飲料品関	9 食料品製造業、10 飲料・たばこ・飼料製造業(105 たばこ製造業及び 106 飼料・有機質肥料製造業
連産業	を除く。)、14 パルプ・紙・紙加工品製造業 (1431 塗工紙製造業 (印刷用紙を除く)、 1451 重包装紙
	袋製造業及び 1454 紙器製造業に限る。)、18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)(1831 電気機械
	器具用プラスチック製品製造業(加工業を除く)、1832 輸送機械器具用プラスチック製品製造業(加工業を
	除く) 及び 1891 プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業を除く。)、21 窯業・土石製品製造業 (2114
	ガラス容器製造業に限る。)、24 金属製品製造業 241 ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業に限る。)、
	26 生産用 機械器具製造業 2641 食品機械・同装置製造業及び 2645 包装・荷造機械製造業に限る。)
住宅・建築物・	11 繊維工業(116 外衣・シャツ製造業(和式を除く)、117 下着類製造業及び 118 和装製品・その他
同設備関連産	の衣服・繊維製身の回り品製造業を除く。)、12 木材・木製品製造業(家具を除く)(123 木製容器製造業
業	(竹、とうを含む)を除く。)、13 家具・装備品製造業、16 化学工業 161 化学肥料製造業、 1624 塩製
	造業、 165 医薬品製造業及び 166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業を除く。)

【お問合わせ先】

みよし市役所 市民経済部 産業振興課 〒470-0295 みよし市三好町小坂50番地 TEL (0561) 32-8015 FAX (0561) 34-4189

E-mail sangyo@city.aichi-miyoshi.lg.jp